

月形町物価高騰対策地域振興商品券取扱店募集要項

1 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により停滞する町内消費を喚起するとともに町民の生活支援を目的とした月形町物価高騰対策地域振興商品券を月形町が町民に交付するにあたり、月形商工会が商品券の取扱店を募集します。

2 商品券の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名 称 | 月形町物価高騰対策地域振興商品券（つきがた地域振興商品券） |
| (2) 発 行 者 | 月形町 |
| (3) 換 金 業 務 | 月形商工会 |
| (4) 交付対象要件 | 令和8年1月1日現在において月形町民の方
（矯正施設に入所している者を除く） |
| (5) 交 付 額 | 世帯全員に1人2万円（500円券×20枚つづり、2冊） |
| (6) 交付対象者数 | 2,555人（予定） |
| (7) 交 付 総 額 | 51,100,000円以内 |
| (8) 交 付 方 法 | 町から直接世帯主宛てに商品券を郵送 |
| (9) 交 付 時 期 | 令和8年3月12日（木）予定 |
| (10) 使用有効期間 | 令和8年3月12日（木）予定から令和8年6月30日（火）まで |
| (11) 換 金 期 間 | 令和8年3月12日（木）予定から令和8年7月10日（金）まで |
| (12) 取扱可能店舗 | 月形商工会加入会員または町内に事業所・店舗を有し、事業を行っている事業者で、本要項に基づく取扱店として参加を希望する事業者 |
| (13) 手 数 料 | 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。 |

3 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 現金、商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (2) 国又は地方公共団体への支払い
- (3) 不動産や金融商品
- (4) 出資や債務
- (5) 仕入れ等の事業資金
- (6) 売掛金その他これに類するもの
- (7) その他、月形町長が適当でないと認めたもの

4 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券は、第三者への転売又は換金を行うことはできません。
- (3) 商品券の額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 発行者印・番号のないもの、有効期限を過ぎた商品券は無効となり受け取ることはできません。
- (5) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とします。
- (6) 商品券での支払いを除外する商品等の選択は、取扱店において設定し、利用者へ向け掲示等を行い対応することとします。

5 取扱店登録資格等

月形商工会加入会員または町内に事業所・店舗を有し、事業を行っている事業者とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (2) 上記3「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確に分かるように、月形商工会が配付するステッカーを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 確認用として配付する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
- (3) 利用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに月形町及び月形商工会に報告して下さい。
- (4) 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- (5) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店印または代表者印を押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否してください。
なお、換金請求時に他店舗の店名等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の譲渡、売買及び再利用は行わないで下さい。
- (7) 月形町又は月形商工会が本事業に対して調査等を行うときは、報告等に協力して下さい。
- (8) この募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の登録を取消することがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

7 取扱店申込

(1) 申込方法

参加を希望される事業者は、この「募集要項」に同意のうえ、別紙「取扱店申込書」に必要事項を記入し、月形商工会に持参または下記のいずれかの方法で申請して下さい。「取扱店申込書」は、月形商工会ホームページからもダウンロードできます。（ホームページ：<https://tukisyoo.wixsite.com/tsukigata>）

・郵送の場合（あて先）

〒061-0511 月形町1068番地 月形商工会

・FAXの場合

0126-53-4144（月形商工会）

(2) 申込期限

令和8年2月10日(火) 必着

※ 参加申込は申込期限を過ぎても随時受付しておりますが、印刷物等への取扱店名等が掲載されない場合がありますので予めご了承下さい。

(3) 取扱店の登録

申込のあった事業者は、審査を経て、取扱店として登録いたします。取扱店として登録した事業者には、店頭に掲示していただくステッカー、商品券見本、預り証見本等を後日配付します。

取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。

8 商品券の換金

(1) 換金期間

令和8年3月12日(木)から令和8年7月10日(金)まで

受付時間は、午前9時00分から午後5時15分までとします。

(2) 換金及び支払方法

商品券の裏面に店印または代表者印を押印した使用済商品券を月形商工会に持参し、預り証を受領します。締切日までに受領した商品券を下記の通りお支払いします。

換金は口座振込となります。北海道銀行または北海道信用金庫口座へ振込とし、振込手数料は月形商工会が負担します。現金での換金には応じかねますのでご了承下さい。

※締切日及び支払日

年 月		締 切 日	支 払 日
令和8年 3月	1回目	3月24日(火)	3月27日(金)
令和8年 4月	1回目	4月 7日(火)	4月10日(金)
	2回目	4月21日(火)	4月24日(金)
令和8年 5月	1回目	5月12日(火)	5月15日(金)
	2回目	5月26日(火)	5月29日(金)
令和8年 6月	1回目	6月 9日(火)	6月12日(金)
	2回目	6月23日(火)	6月26日(金)
令和8年 7月	最終	7月10日(金)	7月17日(金)

9 問合せ先

月形商工会 (〒061-0511 月形町1068番地 電話53-2341)

〈参考〉

○月形商工会ホームページ

<https://tukisyoo.wixsite.com/tsukigata>